

【第1問】

(1) 2

公的介護保険の第2号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が加齢による15の特定疾病または末期がんに限る。交通事故や労災事故などは、保険給付を受けることができない。

被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上の人である。第1号被保険者は65歳以上の人、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者である。

	第1号被保険者	第2号被保険者
被保険者	市区町村に住所を有する65歳以上の人	市区町村に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者
保 険 料	市区町村が保険料を徴収します。所得段階別定額保険料となっている。 ※保険料は市区町村により異なる。 ※年金受給者は、原則として年金から天引き（特別徴収）される。	40歳になった月から、医療保険者が医療保険料に上乗せして徴収開始。
受給権者	要介護者・要支援者	老化に基因する16種類の疾病（特定疾病）によって、要介護者・要支援者となった者のみ
自己負担	原則1割（食費と施設での居住費は全額利用者負担）※	

※【介護給付の自己負担割合】

- 第2号被保険者および住民税が非課税の人などは所得に関わらず1割負担
- 第1号被保険者の一定以上所得者の自己負担割合は2割または3割
 - ・ 合計所得金額が160万円以上の人：2割負担
 - ・ 合計所得金額が220万円以上の人：3割負担

(2) 1

正しい。労働者災害補償保険の保険料は、その全額を事業主が負担する。労働者と事業主が折半で負担するのではない。

(3) 2

国民年金の第1号被保険者の収入により生計を維持する配偶者で、20歳以上60歳未満の者は、国民年金の第1号被保険者となる。第3号被保険者になることができるのは、第2号被保険者の収入により生計を維持する配偶者である。

(4) 1

正しい。

年金額（2021年度価格の場合）

1 級	780,900円×1.25＋（子の加算）
2 級	780,900円＋（子の加算）

(5) 1

正しい。日本学生支援機構の奨学金には、無利息の第一種奨学金と、利息付（在学中は無利息）の第二種奨学金がある。第二種奨学金は、第一種奨学金よりも緩やかな選考基準で選ばれた人に貸与される。いずれも卒業後に月払いなどによる返済が必要となる。

(6) 2

保険募集人が保険契約の締結の「媒介」を行う場合、保険会社が保険契約の申込みに対して承諾した時点で当該保険契約は有効に成立する。「代理」を行う場合は、保険募集人が承諾した時点である。

(7) 2

払済保険とは、一般に、保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金を基に、元契約の保険期間を変えずに元の主契約と同じ種類の保険（または終身保険）に変更する制度である。

(8) 2

こども保険（学資保険）において、保険期間中に契約者（＝保険料負担者）である親が死亡した場合、保険契約は消滅せず、その後の保険料の払込みが免除される。また、育英年金が支払われるタイプもある。

(9) 2

個人年金保険において、確定年金は、年金支払期間中に被保険者の生死に関わらず年金が支払われる。年金受取期間中に被保険者が死亡した場合、残りの期間に対応する年金、または一時金が遺族に支払われる。

(10) 1

正しい。家族傷害保険の被保険者の範囲には、被保険者本人と生計を共にする別居の未婚の子も含む。なお、保険料は被保険者本人の職業級別を基準に算出される。

(11) 1

正しい。なお、投資信託約款に株式を組み入れることができる旨の記載がある証券投資信託は、株式をいっさい組み入れていなくても株式投資信託に分類される。

(12) 1

正しい。割引債とは、あらかじめ利子相当分を差し引いた価格で発行され、満期時に額面金額で償還される債券のことである。

(13) 1

正しい。証券取引所における株式の売買において優先順位は次のとおりである。

- ① 成行注文優先 成行注文>指値注文
- ② 価格優先 買い注文の場合：高>安、売り注文の場合：安>高
- ③ 時間優先 注文受付が早い>注文受付が遅い

(14) 1

正しい。当期純利益に占める年間配当金の割合を示す指標。

$\text{配当性向（\%）} = \frac{1 \text{ 株あたり年間配当金}}{1 \text{ 株あたり当期純利益}} \times 100$
--

(15) 1

正しい。つみたてNISAにおいて、国債や社債、定期預金は投資対象商品ではない。長期の積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託・ETFが投資対象商品である。

(16) 2

源泉分離課税の対象となる所得については、他の所得と全く分離して、所得を支払う者が支払の際に一定の税率で所得税を源泉徴収し、それだけで所得税の納税が完結する。つまり、確定申告は不要である。

(17) 2

賃貸マンションの貸付が事業的規模で行われている場合であっても、事業所得とはならず、不動産所得である。

(18) 2

$$\begin{aligned} \text{一時所得の金額} &= \text{総収入金額} - \text{支出した金額} - \text{特別控除額（最高50万円）} \\ &= 500\text{万円} - 400\text{万円} - 50\text{万円} \\ &= 50\text{万円} \\ \text{総所得金額に算入される金額} &= \text{一時所得の金額} \times 1/2 \\ &= 50\text{万円} \times 1/2 \\ &= \underline{25\text{万円}} \end{aligned}$$

(19) 1

正しい。確定拠出年金の個人型年金の掛金は、加入者が拠出した掛金の全額が、小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となる。

(20) 2

不動産投資信託（J-REIT）の分配金は配当所得となり、株式の配当金と同様に扱われる。ただし、総合課税を選択した場合であっても、配当控除の適用を受けることはできない。

(21) 1

正しい。土地および家屋に係る固定資産税評価額は3年ごとの基準年度に評価替え（評価額の見直し）を行い、毎年1月1日現在の評価額を固定資産課税台帳に登録する。

(22) 2

市街化区域の説明になっている。市街化調整区域とは、環境などを保全するために「市街化を抑制すべき区域」のことである。

(23) 1

正しい。建築物の敷地が2つの異なる用途地域にまたがる場合、その全部について、敷地の過半の属する（面積の大きい方の）用途地域に関する規定が適用される。

【複数の地域にまたがっている場合の建築規制】

規制	対応方法
建蔽率・容積率	加重平均する
用途地域の規制	面積の大きい方の用途地域の制限を受ける
防火規制	厳しい方の規制を受ける (防火地域＞準防火地域＞無指定地域)

(24) 2

不動産の取得について、有償・無償の別、登記の有無、取得原因は問わない。したがって、贈与や等価交換により不動産を取得した場合でも、不動産取得税は課される。なお、相続により不動産を取得した場合は、不動産取得税は課されない。

(25) 2

居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）についての説明である。「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」の適用を受けるための所有期間要件はない。ただし、住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売るなど一定の要件はある。

(26) 2

同一年中に贈与を受けた総額が贈与税の対象になる。その年分の暦年課税による贈与税額の計算上、課税価格から控除する基礎控除額は、最高で110万円である。

(27) 1

正しい。

【贈与税の配偶者控除について】

対象となる贈与	居住用不動産の贈与または居住用不動産を取得するための金銭の贈与
婚姻期間の要件	贈与者である配偶者との婚姻期間が <u>20年以上</u> であることが必要
申告要件	一定の事項を記載した贈与税の申告書を提出することが必要
控除額	基礎控除110万円とは別に、最高 <u>2,000万円</u>

(28) 1

正しい。

	普通養子	特別養子
成立	養親と養子の契約による。15才未満の場合は、実親が法定代理人となって契約する。	裁判所が、審判・宣言する。
養子	養親よりも年少者。年齢不問。	申し立て時点で15才未満。
養親	成年であり、養子よりも年長者。	養親は正式な夫婦であること。
実親との関係	<u>実親と養親の2組の親を持つ。実親との法律上の親子関係は残る。</u>	実親との法的な親子関係が終了。親子関係は養親のみ。
戸籍の記載	実親と養親の両方の名前。	養親のみ。
相続権	実親と養親の両方の相続権 (嫡出子の身分を取得)。	養親のみ (嫡出子の身分を取得)。

(29) 2

香典返戻費用は、相続税の課税価格の計算上、葬式費用として控除できない。

葬式費用の対象（控除できる）	葬式費用の対象外（控除できない）
● 葬式・葬送の費用（通夜・本葬費用） ● お布施・読経料・戒名料 ● 火葬・埋葬・納骨費用 ● 遺骸又は遺骨の回送費用 ● 死体（遺骨）の搜索・運搬費用	● 香典返戻費用 ● 墓碑及び墓地の買入費、墓地の借入料 ● 法会に要する費用（初七日など） ● 遺体解剖費用など

(30) 2

特定居住用宅地において「小規模宅地等の評価減の特例」の適用を受ける場合、相続により配偶者が取得する場合の取得者の要件は特にない。したがって、相続により取得した後、相続税の申告期限までに売却しても特例を適用することができる。

【第2問】

(31) 3

一定の利率で複利運用しながら一定期間経過後に目標とする額を得るために必要な毎年の積立額を試算する際、目標とする額に乘じる係数は、減債基金係数である。
∴ 毎年の積立額＝目標とする額×減債基金係数

(32) 3

健康保険の任意継続被保険者制度とは、被保険者期間が継続して2カ月以上あった者が、希望により、退職した日の翌日から20日以内に申請すれば、退職後最長2年間は退職前の健康保険に加入できる制度である。

(33) 3

学生納付特例制度の適用を受けた期間、合算対象期間（カラ期間）、納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、追納しないかぎり年金額の計算には反映されない。

(34) 2

老齢基礎年金は原則65歳から支給されるが、希望により60歳から64歳までに「繰上げ」が、66歳から70歳までに「繰下げ」ができる。繰上げ1カ月当たり0.5%が減額、繰下げ1カ月当たり0.7%が増額される。

$$0.7\% \times \text{繰下げた月数 (24カ月)} = \underline{16.8\%}$$

繰上げ（60歳から64歳）	「0.5%×繰上げた月数」が一生涯にわたり減額
繰下げ（66歳から70歳）	「0.7%×繰下げた月数」が一生涯にわたり増額

(35) 2

住宅ローンの返済方法のうち、元利均等返済は、毎月の返済額（元金＋利息）が一定で、返済期間の経過とともに毎月の元金の返済額が増加する返済方法である。

	当初返済額	総返済額
元利均等返済	少ない	多い
元金均等返済	多い	少ない

(36) 1

ソルベンシー・マージン比率は保険会社の支払余力のことをいい、保険会社の健全性を表す指標である。比率が高いほどリスクへの対応力が高いとされる。この値が200%未満になると、金融庁は早期是正措置を発動して、経営の健全性の回復を図るように改善命令をだす。

(37) 1

【生命保険料控除制度（新制度）】

2012年1月1日以降に締結した契約の生命保険料は、年間払込保険料80,000円以上で最高40,000円、合計で最高120,000円を所得控除できる。

- ・一般生命保険料：定期保険、養老保険、終身保険、定期保険特約など
- ・介護医療保険料：医療保険、医療特約、通院特約、先進医療特約、がん保険など
- ・個人年金保険料：個人年金保険料税制適格特約が付加された年金保険
- ・対象外：災害割増特約、傷害特約など

(38) 3

地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内で設定されるが、表のとおり上限がある。

保険の対象	保険金額（上限）
居住用建物	<u>5,000万円</u>
家財	<u>1,000万円</u>

(39) 1

普通傷害保険（特約付帯なし）では、食中毒（細菌性食中毒・ウイルス性食中毒）は補償の対象外である。特定感染症危険補償特約を付帯することで対象になる。なお、国内旅行および海外旅行傷害保険では、細菌性食中毒について特約を付帯しなくても補償の対象になる。

(40) 2

火災により店舗が焼失し休業した場合の利益損失を補償する保険は、企業費用・利益総合保険である。労働災害総合保険は、労災事故を被った従業員に対して政府労災保険に加えて企業が補償するための保険。施設賠償責任保険は、施設の安全性の維持・管理の不備や、構造上の欠陥また施設の用法に伴う仕事遂行上の対人事故や対物事故において負担する損害賠償を補償するための保険。

(41) 3

【景気動向指数採用系列】

先行系列	新規求人数（除学卒）、消費者態度指数、東証株価指数など
一致系列	<u>有効求人倍率（除学卒）</u> など
遅行系列	家計消費支出、完全失業率、消費者物価指数など

(42) 1

グロース運用は、企業の将来の売上高や利益の伸び率が市場平均よりも高いなど、成長性があると思われる銘柄に投資する運用手法のこと。市場平均に比べてP E Rが高く、配当利回りが低いポートフォリオになることが多い。

(43) 2

《債券格付けの定義と記号（S & P社の場合）》

格付け	意 味	投資適格性
A A A	元利金支払いの確実性は最高水準	<u>投資適格債</u>
A A	確実性はきわめて高い	
A	確実性は高い	
<u>B B B</u>	現在十分な確実性があるが、将来環境が大きく変化した場合その影響を受ける可能性がある	
B B	将来の確実性は不安定	投資不適格債 (投機的債券) ＝ハイ・イールド債
B	確実性に問題がある	
<u>C C C</u>	債務不履行になる可能性がある	
C C	債務不履行になる可能性がかなり高い	
C	債務不履行になる可能性が極めて高く、当面立ち直る見込みがない	
D	債務不履行に陥っている	

低

低

高

信用リスク

利回り

価 格

高

高

低

(44) 2

日経平均株価（日経225）は、東京証券取引所市場第一部に上場する代表的な225銘柄の株価を平均し、かつ、連続性を失わせないように株価の権利落ちなどを修正した平均株価である。東証株価指数（TOPIX）は、東京証券取引所市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出される時価総額加重平均型の株価指数である。ナスダック総合指数は、米ナスダック市場に上場する全銘柄を対象に、1971年2月5日の値を100として算出している時価総額加重平均型の株価指数である。

(45) 2

	A資産	B資産
期待収益率	3.0%	2.0%
ポートフォリオの構成	80%	20%

$$\begin{aligned}\bullet \text{ ポートフォリオの期待収益率} &= 3.0\% \times 0.8 + 2.0\% \times 0.2 \\ &= \underline{2.8\%}\end{aligned}$$

(46) 3

退職金収入にかかる経費はないはずであるが、概算の経費として退職所得控除額がみとめられている。

$$\begin{aligned}\text{退職所得控除額} &= 40\text{万円} \times 20\text{年} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年}) \\ &= \underline{800\text{万円} + 70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年})} \\ &= \underline{1,150\text{万円}}\end{aligned}$$

<退職所得控除額>

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年超	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

※勤続年数に1年未満の端数があれば、1年に切り上げる。

(47) 2

他の所得の金額と損益通算が可能な所得は、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得である。したがって、雑所得の損失50万円は損益通算できない。

$$\begin{aligned}\text{損益通算後の総所得金額} &= \text{不動産所得} 800\text{万円} - \text{事業所得} 100\text{万} \\ &= \underline{700\text{万円}}\end{aligned}$$

(48) 2

《医療費控除の控除額》

総所得金額等の合計額×5%

と

10万円

のいずれか低い方の金額であり、

200万円が上限になる。

(49) 3

特定扶養親族とは、のうち、その年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満である控除対象扶養親族である。

(50) 1

青色申告の特典

- ・ 青色申告特別控除（10万円・55万円・65万円）
- ・ 青色事業専従者給与の必要経費算入
- ・ 純損失の3年間の繰越控除
- ・ 前年分の所得税の繰戻還付
- ・ 棚卸資産の評価の優遇：低価法を選択できる
- ・ 減価償却の優遇

(51) 2

不動産登記の記載事項

表題部		物理的現況（土地や建物の表示）
権利部	甲区	所有権に関する事項（ <u>所有権</u> の保存・移転、差押等）
	乙区	所有権以外の権利に関する事項（抵当権、賃借権等）

(52) 1

	一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
他の業者に重ねて依頼	○	×	×
自己発見取引	○	○	×
契約有効期間	法定されていない	<u>3カ月</u>	3カ月
指定流通機関への登録	義務なし	契約締結日から7日以内	契約締結日から5日以内
報告義務	義務なし	2週間に1回以上	1週間に1回以上

(53) 2

決議要件	決議内容
各過半数の賛成	一般事項（小規模滅失による共用部分の復旧）
各 <u>4分の3</u> 以上の賛成	共用部分の重大な変更 <u>規約の設定・変更・廃止</u> 違反者への措置 大規模滅失による共用部分の復旧
各 5分の4 以上の賛成	建替え

(54) 1

譲渡所得の金額の計算において、譲渡した土地の取得費が不明である場合は、概算取得費とすることができる。

概算取得費＝譲渡収入金額×5%

(55) 3

特定のマイホーム（居住用財産）を売却して、別のマイホームに買い換えたときは、一定の要件のもと、譲渡益に対する課税を将来に繰り延べることができる。ただし、譲渡益が非課税となるわけではない。

一定の要件とは、譲渡年の1月1日において売却するマイホームの所有期間が10年超であり、売却代金が1億円以下であることなどである。

(56) 1

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合、受贈者1人につき1,000万円までは贈与税が非課税となる。贈与者が死亡した場合は、死亡日における残額は相続税の対象となる。また、受贈者が50歳に達すると、残額は贈与税の対象となる。なお、前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、当該制度の適用を受けることができない。

(57) 3

Aさんには子がいない。したがって、第一順位の相続人はいないことになる。直系尊属も既に死亡しているため、第二順位の相続人もいないことになる。相続人の組み合わせが「配偶者と兄弟姉妹」の場合、妻Bさんの法定相続分は3/4、姉Cさんの法定相続分は1/4である。

(58) 1

被相続人が相続人に対して遺さなければならない相続財産のうちの一定割合が遺留分として定められている。被相続人が遺留分を侵害する遺贈をしても有効ではあるが、遺留分権利者は遺留分の保全のために遺留分を主張する権利が民法で与えられている。ただし、時効があり、遺留分を侵害する遺贈があったことを知った日から1年、または相続開始から10年に限る。

- 遺留分権利者：兄弟姉妹以外の相続人
- 遺留分の割合：直系尊属のみが相続人であるケースは1/3
それ以外のケースは1/2

本問の遺留分の割合は、それ以外のケースにあたるため、1/2である。

$3\text{億円} \times 1/2 = 1\text{億}5,000\text{万円}$

1億5,000万円を法定相続分で分ける。

妻Bの遺留分 $= 1\text{億}5,000\text{万円} \times 1/2 = 7,500\text{万円}$

長男C・二男D・長女Eの遺留分 $= 1\text{億}5,000\text{万円} \times 1/2 \times 1/3 = \underline{2,500\text{万円}}$

(59) 1

上場株式は、原則として次の4つのうち最も低い価額で評価する。

- ① 課税時期（死亡または贈与日）の最終価格
- ② 課税時期の属する月の毎日の最終価格の月平均額
- ③ 課税時期の属する月の前月の毎日の最終価格の月平均額
- ④ 課税時期の属する月の前々月の毎日の最終価格の月平均額

本問において課税時期は2021年5月11日である。

①600円②620円③600円④540円のうち最も低い価額は、540円になる。

(60) 2

路線価は、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額（千円単位で表示）のことである。借地権割合はアルファベットで表示（A=90%、B=80%、C=70%、D=60%、E=50%、F=40%、G=30%）される。

本問の場合、路線に「300C」と付されているため、「1平方メートル当たり300千円、借地権割合が70%」であることを示している。